

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東武動物公園停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	南埼玉郡宮代町百間二丁目九二番 一地先から北葛飾郡杉戸町杉戸二 丁目一六二四番一地先まで	区 間
	二〇・〇〇〇 三三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	三九一・〇〇	延長 (メートル)
		備 考